

観音寺市から豊浜都市計画公園の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年2月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀